	健所	御中			左	В	_
					<u>+</u> _	月	
下記店舗におい します。	(て, 記:	載の通り	の健康増	進法違反	えの疑いがありる	きすの で,	報告
<対象店舗> 店舗名							
所在					(住所または	「●●駅北側	訓(等)
電話番号	-				(11) 67216		<u> </u>
						(分)	かれば)
<現場確認日時>	•						
		年	月	日	(午前・午後)	B	寺ころ
示されていまった。 「店内で喫煙した。」 「店内で喫煙した。」 出入口に表示されています。 「店内で喫煙した。」 出入口に表示されています。	可せっ つき受日 可のんな なれけ以 の のの いれいり の エリ	があるの 飲ませい 飲ませい かまない で で で で で で で で で で で の ませい か ま り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	に、 (健る あい健店 る 未 健で の 進 あ 喫 が 増 。 ・	こと 33 本 は 33 本 は 33 年 33 条 51 は 33 年 34 年 35 年 36 年 37 年 37 年 37 年 38 年	載した標識が飲1 35条3項, 附則2 伝でその旨が示さ ま35条8項, 附則2 満立入禁止の標 35条2項, 附則2 動大きい飲食店 か飲食がなされて	条れ条 後 後 れくが り で 項 で 項 で の で い さ ま か ま い ま さ ま の ま の ま の ま さ こ ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の こ の こ の こ の こ の の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の <b< th=""><th>i t t k 2 g p g l t k 2 g p g l t k 2 g p g l t g l g l g l g l g l g l g l g l g</th></b<>	i t t k 2 g p g l t k 2 g p g l t k 2 g p g l t g l g l g l g l g l g l g l g l g
<報告者>							
氏名							
 連絡先					(電話番号・携帯電話番号	・メールアドレ	・ス等)

サンプル

これは 2020 年 4 月 1 日施行の改正健康増進 法に基づくものです。

保健所 御中

年 月 日 対象店舗を管轄する保健所になります。

L							
	下記店舗にま	いて、記	載の通り	の健康増	進法違反	えの疑いがありま	すので、報告
l	します。						
•	<対象店舗>						
	店舗名						
	所在						
						(住所または	「●●駅北側」等)
	電話番号						
							(分かれば)
•	<現場確認日間	导 >					
			年	月	日	(午前•午後)	時ころ
•	<健康増進法達	建反が疑れ	かれる内容	・ チェッ	ク記入	の項目)>	
	口 店内に喫	煙可の場所	听があるσ	に、その	ことを記	! 載した標識 が飲食	食店出入口に表
確認できた違	示されてい	ません。		(健康増進法	去 33 条 3 項	i, 35 条 3 項, 附則 2 氛	€1項,3条1項)
反態様のチェ	□ 店内で喫煙	煙しながら	飲食可で	あるのに、	広告宣	伝でその旨が示さ	れていません。
ックボックス					(健康増進)	去 35 条 8 項,附則 2 纟	条 4 項,3 条 2 項)
にチェックを	□ 店内で喫煙	煙しながら	飲食可で	あるのに、	20 歳オ	₹満 立入禁止の 標 調	が喫煙エリア
入れてくださ	出入口に表	示されてし	ゝません。	(健康増進法	33 条 2 項	, 35 条 2 項,附則 2 彡	条1項,3条1項)
い。	□ 経過措置:	が受けられ	いない飲食	店であるの	のに(規模	草が大きい飲食店で	である、または、
<u> </u>	2020 年 4 月	1日以降(の開業であ	る)、喫煙	運しなが り	ら飲食がなされて し	います。
						(健康増進	法附則 2 条 2 項)
	口 店内の喫	煙可のエリ	アに 20 肩	法未満 がい	ます。		
						項, 35 条 7 項, 附則 2 彡	条1項,3条1項)
	ロ 喫煙エリ	アの間仕り	リリが不十	分です。			
	·				生 33 条 4 項	ī, 35 条 5 項, 附則 2 氛	€1項,3条1項)
•	<報告者>	原は記り	た重要期	(を) (本部 4	・	よることが	
	氏名			床の唯認の も数生 <i>も一</i>			

あるので、名前と連絡先をご記入ください。

連絡先

(電話番号・携帯電話番号・メールアドレス等)